

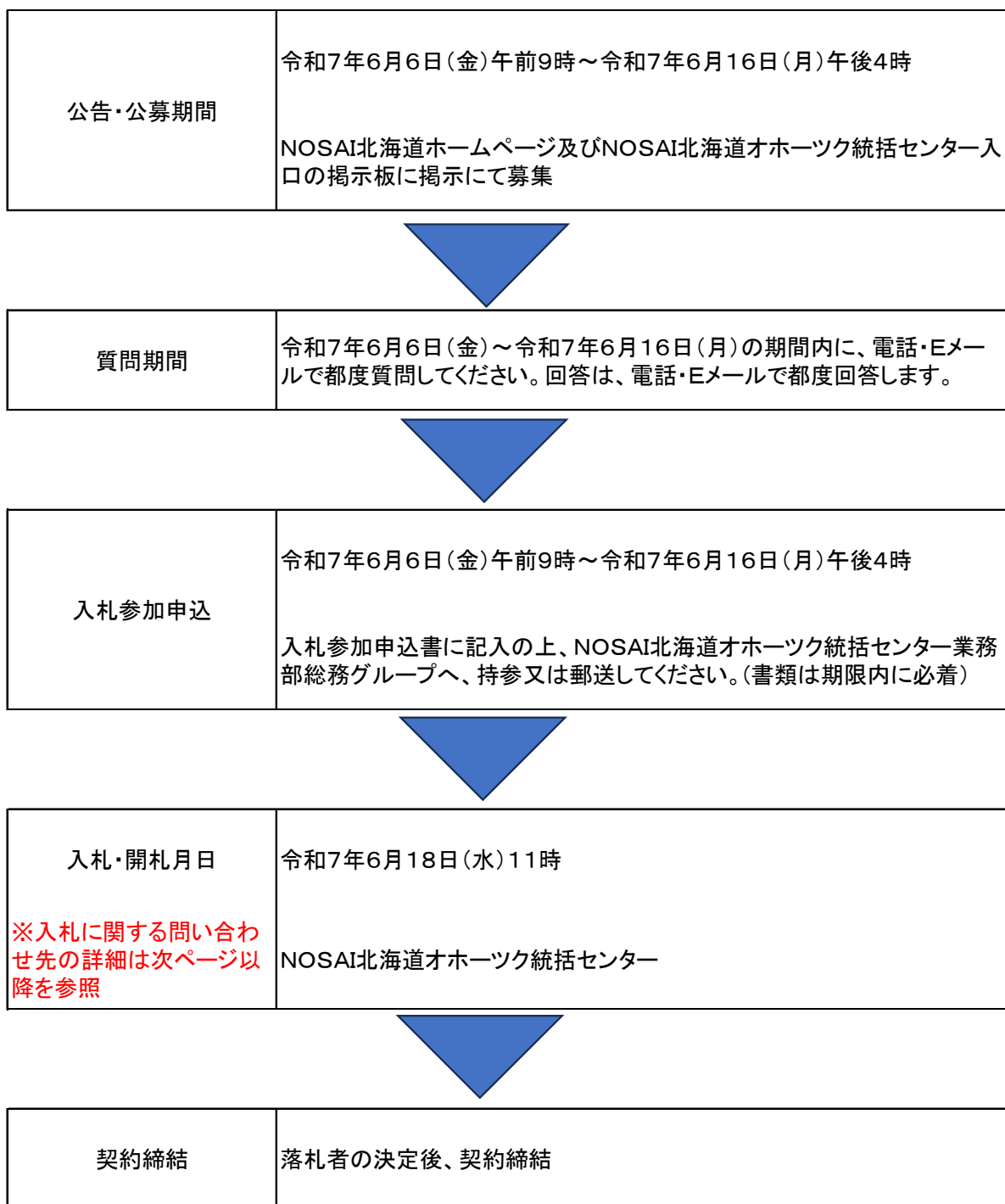
令和7年度
入札実施要領

【一般競争入札】

(令和7年6月18日入札)

件名：女満別 高圧引込みケーブル取替工事

北海道農業共済組合 オホーツク統括センター



1. 本入札に関する問い合わせ

住所：〒099-0879 北見市美園 497 番地 1

N O S A I 北海道 オホーツク統括センター業務部総務グループ

担当：伊藤（いとう）、成ヶ澤（なりがさわ）

T E L：0157-66-6000 F A X：0157-37-2000

E メール：ohotuku_soumug@nosai-do.or.jp

2. 入札に付する事項

- (1) 件 名 女満別高圧引込みケーブル取替工事
- (2) 施 主 名 北海道農業共済組合 組合長理事 岡田恒博
住所：札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地北農ビル 1 5 階
電話：011-271-7212
- (3) 工事場所 北海道網走郡大空町女満別昭和 1 4 9 番地 1 0
北海道農業共済組合オホーツク統括センター女満別家畜診療所
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
- (5) 工事概要 高圧引込みケーブル取替工事（詳細は、別冊入札仕様書参照）

3. 入札実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 6 月 6 日（金）午前 9 時から
令和 7 年 6 月 1 6 日（月）午後 4 時まで
（正午から午後 1 時、土日祝日を除く）
- (2) 配布場所 本入札に関する問い合わせ先と同じ、及び N O S A I 北海道ホームページからダウンロードも可能です。

4. 入札参加資格

次の者は、入札に参加できません。

- (1) 会社更生法、民事再生法に基づく更生、再生手続きを行っている者
- (2) N O S A I 北海道「反社会的勢力への対応に関する要領」第 2 条に規定する、暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等

5. 入札参加申込方法及び入札参加者の決定

- (1) 申込期間 令和 7 年 6 月 6 日（金）午前 9 時から
令和 7 年 6 月 1 6 日（月）午後 4 時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は申込期間内必着。簡易書留としてください。）
- (3) 提 出 先 本入札に関する問い合わせ先と同じ
- (4) 提出書類 証明書は申込日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限りです。提出書類に使う印鑑は全て実印としてください。
 - ア) 入札参加申込書（様式第 1 号） 1 部
 - イ) 添付書類 ・ 印鑑証明書 1 部、登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1 部

※入札参加申込者については、提出書類の情報に基づき、NOSA I 北海道「反社会的勢力への対応に関する要領」第2条に基づき、その者又は法人役員等が暴力団等に該当するかを必要に応じ警察本部へ照会します。

(5) 入札参加の決定 令和7年6月17日(火)午後5時までに担当者より連絡をします。

6. 質問受付及び回答について

入札手続き等に関する質問がある場合、次のとおり質問を受け付けます。

①受付期間 令和7年6月6日(金)から6月16日(月)期間内都度

②受付・回答 電話又はEメールにて受付し、質問者に電話又はEメールで回答します。

7. 入札について

(1) 予定価格

設定しますが、公表は行いません。

(2) 入札方法

入札は、立会により行います。必ず入札会場まで持参してください。その他の方法は受け付けません。

①入札日時 令和7年6月18日(水) 11時

②入札場所 北海道農業共済組合 オホーツク統括センター2階会議室
(北見市美園497番地1)

③提出書類 提出書類に使う印鑑は全て実印としてください。

入札書(様式第2号) 1部

委任状(様式第3号) 1部 ※本人以外が入札する場合のみ

(3) 入札書類の作成方法

①入札書(様式第2号)

入札書は、封筒に入れ、糊付けし封印して実印を押してください。封筒には入札書以外のものを入れないでください。

なお、入札金額は消費税を含む額としてください。

②委任状(様式第3号)

法人の代表者以外の方が代理人として入札を委任される場合に必要となります。

8. 入札の辞退について

入札参加申込み後に、入札への参加を辞退する場合は、入札前日までに電話にて報告するとともに、辞退届(様式第4号)を提出してください。

(1) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、6月17(火)必着)

(2) 送付先 本入札に関する問い合わせ先と同じ

9. 入札に係る注意

(1) 入札の無効

参加資格要件を満たさない者が行った入札に該当する入札は無効とします。

(2) 入札書の引き換え等の禁止

提出された入札書の引き換え、変更、取り消しは一切できません。

(3) 入札期日の変更

天災地変その他やむを得ない理由があるとき、または適正な入札の執行ができないと認めるときは、入札の延期をすることがあります。

(4) 入札の公正性と競争性を確保するため、入札参加申込状況や予定価格に関する問い合わせには一切お答えしません。

10. 開札について

(1) 開札方法

入札者の立ち会いのもと、入札会場で開札を行います。

(2) 落札者の決定

入札者のうち、当組合が事前に定めた予定価格の金額以下で、有効な入札の中で最低価格で入札された方を落札者とします。

また、落札価格が同価格の入札者が2以上ある場合は、2回目の入札を実施する予定であることから、実印をお持ちください。

2回目の入札においても、落札価格が同価格の入札者が2以上ある場合は、申し込み順により、くじ引きで落札者を決定します。

(3) 開札結果の公表

開札結果については、入札会場において公表します。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金及び契約保証金については、免除いたします。

12. 工事請負契約の締結等について

(1) 仕様書にある、工事請負契約書に記載された事項を、遵守し締結する事とします。

反社会的勢力への対応に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」の基に、北海道農業共済組合（以下「組合」という。）における反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備等に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当する集団又は個人をいう。

- 1 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人
- 2 前号以外で暴行、傷害、脅迫、恐喝又は威圧等の暴力を用いて不当な要求行為をする集団又は個人

(基本的な考え方)

第3条 組合は、反社会的勢力との関係の遮断及び同勢力からの不当な要求に対する拒絶を業務運営に際しての基本的な考え方として、次の各号により取り組む。

1 組織としての対応

反社会的勢力との関係を遮断するため、同勢力からの不当な要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せることなく、速やかに役員に報告し、役員の適切な指示・関与のもと、組織全体として対応する。

また、反社会的勢力からの不当な要求に対応する役職員の安全を確保する。

2 外部専門機関との連携

反社会的勢力からの不当な要求に備え、平素より警察・北海道暴力追放センター・弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と連携体制の構築に努める。

また、反社会的勢力からの不当な要求があった場合は、積極的に外部専門機関に相談するとともに、北海道暴力追放センターが示している不当要求対応要領を踏まえた対応を行う。

特に、脅迫又は暴力行為の危険性が高く、緊急を要する場合は、直ちに警察に通報する。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力との関係を未然に遮断するため、必要に応じて契約書等への反社会的勢力排除条項（別紙）を規定するなど、同勢力が取引先となることを防止する。

4 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当な要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇せず対応する。

5 共済金等の支払審査の実施

反社会的勢力からの不当な請求等を防止するため、共済金等の支払審査を適切に行うための態勢を整備する。

6 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当な要求が事業運営や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための不適切又は異例な取引は絶対に行わない。

また、いかなる理由であれ、反社会的勢力への資金提供や利益供与、利益上乗せ、人の派遣などは絶対に行わない。

(反社会的勢力への対応体制)

第4条 反社会的勢力による不当な要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「総括部署」という。）は総務グループとする。総括部署は、反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の取組を行う体制を整備する。

1 報告・連絡・相談体制等の整備

2 対応マニュアル等の整備

3 外部専門機関との連携

② 総括部署は、反社会的勢力による被害を防止するため、関係部署と連携して、同勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積する。

③ 総括部署は、反社会的勢力への対応を行う上で、事案ごとに関係部署を指定し、連携・協力を求めるものとする。

④ 総括部署における反社会的勢力への対応責任者（以下「総括責任者」という。）は総務グループ課長とし、関係部署における反社会的勢力への対応責任者は各課長とする。

⑤ 総括責任者及び関係部署の対応責任者の安全を確保する。

(問題が発生した場合の報告・相談等体制)

第5条 反社会的勢力に係る問題が発生した場合、総括責任者は、直ちに関係部署の対応責任者に連絡・相談を行うとともに、連携して速やかに事実関係を調査する。

② 総括部署と関係部署の対応責任者は連携して問題の解決に向けた必要な対応を行う。

③ 総括責任者は関係部署と連携を取りながら適切な対応に努めるとともに、対応の状況について部長・室長及び参事へ報告し、また組合長にも報告する。

(再発防止策)

第6条 総括責任者は、関係部署の対応責任者と協議・連携して、再発防止策を講じるとともに、その方策を参事及び組合長に報告し、了承を得なければならない。

(理事会への報告)

第7条 反社会的勢力からの不当な要求の内容が、組合の事業運営に重大な影響を与える場合は、その対応の経過及び結果を理事会に報告する。

(記録簿への記録・保存)

第8条 総括責任者は、反社会的勢力から不当な要求に対する対応の経過及び結果並びに再発防止策を記録・保存する。

(改正手続)

第9条 この要領の改正は、組合長が行う。

附 則

1. この要領は、令和4年4月1日から施行する。
2. 第1条、第3条、第7条、第9条の改正及び第3条第3号別紙の規定は、令和4年10月31日より実施し、令和4年4月1日より適用する。
3. 第4条第1項及び第4項の改正は、令和7年4月1日から実施する。